

令和3年度介護助手導入に関する調査業務（宮城県老人保健施設連絡協議会分）
委託仕様書

1 委託業務名

令和3年度介護助手導入に関する調査業務（宮城県老人保健施設連絡協議会分）

2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 業務趣旨

近年、介護現場における専門職の負担軽減の手段として、周辺業務の担い手となる「介護助手」の導入に注目が集まっており、本県においても、県内関連団体の協力の下で実施したモデル事業を通し、その有効性について一定の実証が得られたところである。

当制度については、今後、より一層の普及・啓発を図ることで、介護現場における更なる環境改善に繋げるものと期待されることから、以下の業務を通し、事業の普及啓発に向けた基盤を整えるもの。

4 委託業務内容

受注者は、今後の介護助手導入促進に向けた情報収集・課題整理のため、別添参考様式1から3を参照し、以下の(1)、(2)の業務を行う。

(1)「介護助手導入済みの施設」を対象とした調査等業務

会員施設の内、過年度の事業を通して介護助手の導入（雇用）をすでに行っている施設を対象として、以下①及び②を対象としたアンケート調査を実施するもの。

①介護助手本人を対象とした調査【参考様式1】

②介護助手を雇用している施設を対象とした調査【参考様式2】

(2)「介護助手未導入の施設」を対象とした、介護助手雇用に係る需要等調査業務

会員施設の内、現在、介護助手の雇用を行っていない施設を対象に、介護助手の導入に関する意向や、雇用に際しての課題等を確認するための調査を実施するもの。

【参考様式3】

5 完了報告及び成果物

上記4における調査の完了後、調査結果を業務完了報告書としてとりまとめ、発注者へ提出すること。

6 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受注者（再委託により受注した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、宮城県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

7 一般的事項

(1) 本仕様書は、令和3年度介護助手導入に関する調査業務（宮城県老人福祉施設協議会分）についての大綱を示すものであることから、本仕様書に記載のない事項であっても、社会通念上、当然に必要なと認められるものについては、受託者がその負担により充足すること。

(2) 本業務委託履行中に本仕様書に記載のない不具合等を発見したときは、速やかに委託者に連絡し、協議すること。

(3) 本仕様書に定めるもののほかは、業務委託契約書によるものとし、業務委託契約書に記載された事項は、本仕様書に優先するものとする。また、本仕様書に疑義又は定めのない事項が生じたときは、委託者と協議の上、決定するものとする。